

所長	副所長	係長	係			受付者

浦 青 第 号  
申 請 N o 番

別記 第 1 号様式 (第 6 条第 2 項)

浦安市少年の広場利用申込書

年 月 日

浦安市長 様

申込者 氏名

住所 279-00

浦安市

電話

少年の広場を利用したいので、浦安市少年の広場の設置及び管理に関する要綱（裏面において「要綱」という。）第 6 条第 2 項の規定により、裏面の同意事項に同意した上で、次のとおり申し込みます。

団 体 名					
利 用 日 時	年 月 日	午前	時	分から	
	年 月 日	午後	時	分まで	
利 用 目 的					
利 用 人 数 裏面参照	少年	名	他関係者	名	計 名
利 用 備 品	品名				
	数量				
当 日 責 任 者	氏名				年齢 ( 歳)
	住所				電話
備 考	「利用承諾書」の送付先 <input type="checkbox"/> 当日責任者 <input type="checkbox"/> 申込者				

## 浦安市少年の広場の設置及び管理に関する要綱

平成 21 年 1 月 20 日

告示第 14 号

(利用することができるもの)

第 5 条 少年の広場を利用することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 本市に居住し、又は市内の学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条の規定による学校をいう。）に通学し、若しくは市内の事業所に通勤する 19 歳未満の者及びその関係者
- (2) 青少年の健全育成に関する活動を実施するもの
- (3) その他市長が特に認めるもの

### 同意事項

- 1 申し込んだ事項に変更が生じたときは、速やかに市長にその旨を届け出ること。
  - 2 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の承諾を取消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができること。
    - (1) 偽りその他不正の手段により承諾を受けたことが明らかになったとき。
    - (2) 要綱第 6 条第 4 項の規定により付した条件に違反したとき。
    - (3) 要綱第 8 条各号に規定する事由が生じたとき。
    - (4) 要綱に違反したとき。
  - 3 承諾に基づき利用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
  - 4 利用を終了したとき（上記 2 の規定による利用の承諾の取消し又は利用の制限若しくは停止があったときを含む。）は、直ちに施設等を原状に回復すること。
- ※ 感染症等拡大防止に伴い、場内での調理・飲食および宿泊の停止等、利用制限を行う場合があります。
- ※ 場内で飲酒・喫煙はできません。

利用人数・・・

少年とは 上記 第 5 条（1）に示す、市内在住且つ、市内の学校に通う者。

若しくは市内の事業所に通勤する 19 歳未満の者。

他関係者とは 上記の関係者